

# 平成22年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 239

所管部局	福祉部	所管課	高齢福祉課	担当者名	四方 厚司
事業名	老人保護措置費			事業分類	ソフト事業
細事業名	老人保護措置費			政策体系	145
会計	一般会計	科目	3.民生 - 1.社会 - 4.高齢		

## 1. 事業の概要

住宅環境が劣悪な状態であるため心身を著しく害すると認められる者、経済的理由で心身を著しく害すると認められる者に対し、南丹市入所判定委員会で適切な入所の審査を行い措置する。

## 2. 事業の目的と必要性

### ①施策で目指す目標との関連付け

65歳以上の高齢者であって、環境上の理由や経済上の理由により在宅での生活が困難な高齢者が入所するための施設として、養護老人ホームを設置している。

### ②事業を実施する必要性

住宅環境が劣悪な状態であるため心身を著しく害すると認められる者、経済的理由で心身を著しく害すると認められる者に対し養護老人ホーム等に入所することで改善される。今後、高齢化率の進行に伴い制度の重要性は大である。

## 3. 事業費の推移

	単位	平18決算	平19決算	平20決算	平21決算	平22予算	平23計画	平24計画	
決算額または計画額	千円	58,828	47,194	41,421	39,949	42,932	56,463	56,463	
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0	
財源内訳	使用料・手数料等	千円	9,601	9,148	8,443	7,912	8,426	9,649	9,649
	国・府支出金	千円	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	49,227	38,046	32,978	32,037	34,506	46,814	46,814
職員等の従事人員	人/年	—	—	0.29	0.23				
人件費	千円	—	—	2,228	1,843				
事業費総額	千円	—	—	43,649	41,792				

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。  
※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

## 4. 主な事業費の内訳

老人ホーム等措置費	39,911,778円
入所判定委員会委員報酬	37,000円

## 5. 事業結果の概要

養護老人ホーム等年度当初入所者17名入所  
2名入所、1名退所、平成21年度未入所者数18名  
入所判定委員会開催 6/29・1/22

## 6. 活動の詳細

活 動 内 容	活動日又は時期	活 動 結 果 等
<b>(1) 入所判定事務</b>		
新たな養護老人ホーム対象者の申出により、入所判定委員会を開催。	平成22年1月22日（金）	委員5名
「入所者状況報告書」と「入所継続審査票」により4月1日現在の措置入所継続要否判定を行なう。	平成21年6月29日（月）	委員6名
入所相談・申請・家庭訪問・検討を經由し入所判定委員会にて、入所の可否を決定する。	随時	実施無
<b>(2) 負担金算定事務</b>		
措置負担金決定事務	平成21年7月	平成21年6月30日付け決定
措置負担金納付書発行	毎月	毎月発行
<b>(3) 支弁費算定事務</b>		
支弁費算定事務 平成20年4月1日からの適用の老人保護措置費の単価決定を行なう	平成21年9月～12月	平成21年12月9日決定翌日 関係機関通知

## 7. 所属長評価 [平成20年度から改善した点、今後の展開など]

市と包括支援センター及び関係機関と連携を行なうなか、事案の的確な把握と事実確認の上措置の決定を行ってきた。引き続き、関係機関と連携を行ない本人に対して必要な措置を行なうこととする。

### 【参考】過年度の評価

#### ■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点  
老人福祉法により市町村の責任として実施する。
- ②当該事業のアピール事業  
対象者となる人があった場合は、関係課及び関係機関と調整し措置する。
- ③反省点、今後の展開・方向性  
必要に応じ措置を行う。現在4施設に17名を措置している。